様式第１２号（第９条関係）

支給決定取消通知書

文書番号

　　　　年　　月　　日

小野町長　　　　　　　　印

　児童福祉法第２１条の５の９第１項の規定により、下記のとおり給付決定を取り消しました ので通知します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受　給　者　証 番　　　　　号  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 給付決定保護者氏名 |  |
| 支給決定取消日  |  | 給付決定に係る 児　童　氏　名 |  |
| 取　消　理　由 |  |

　　　受給者証を下記返還先まで返還してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、不要です。

返還先

小野町 健康福祉課

福島県田村郡小野町大字小野新町字舘廻９２

0247-72-6934

返還期限 　　　年　　月　　日

・不服申立及び取消訴訟

１　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に福島県知事に対し審査請求をす

　ることができます。

２　また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に小野町を被告とし

　て（訴訟において小野町を代表する者は小野町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の

　審査請求に対する裁決を経た後（次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができな

　いこととされています。

（１）審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、原則として審査請求するこ

　とができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、原則として決定の取消しの

　訴えを提起することができなくなります。

問い合わせ先

小野町役場　健康福祉課

〒 963-3492 福島県田村郡小野町大字小野新町字舘廻９２

TEL 0247-72-6934 FAX 0247-72-3121